

再就職等監視委員会の活動状況

(令和元年度)

1. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計16回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行った。

2. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報や当委員会に寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行った。

また、再就職等規制違反行為を行った疑いがあるとして、財務省に任命権者調査を求めているところ、令和元年8月、同省において再就職等規制違反行為が認定され、違反者に対し懲戒処分相当の措置が行われるとともに、事案の概要が公表された。

3. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットについて、外部から受けた照会内容等を踏まえて説明項目を追加する等の改訂を行い、各府省に配布するとともに、各府省の本府省や地方支分部局等の人事担当者を対象として、再就職等規制に関する説明会を全国10か所で開催した。

また、全国各地の経済団体に対して、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行ってくれるよう協力を依頼した。これを受けて、各経済団体の会報誌やホームページ等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口が掲載されたほか、会員企業等に対して再就職等規制に関するリーフレットの配布や会議等の場での説明などが行われた。